

〔沿革〕 平成25年4月例規（鑑）第32号
平成26年12月例規（鑑）第63号

平成26年12月例規（鑑）第62号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成25年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「千葉県警察の指紋等の取扱いに関する訓令の全部改正について」（平成10年例規（鑑）第14号）については、廃止する。

別添

千葉県警察の指掌紋取扱い要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察における指掌紋の取扱いに関し、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 指掌紋記録等の作成

(1) 県本部捜査担当課長又は署長（以下「署長等」という。）は、被疑者の指紋記録等及び掌紋記録等（以下「指掌紋記録等」という。）を作成する場合には、鑑識資料作成処理簿（鑑識資料作成処理簿の運用について（平成26年例規（鑑）第61号。別記様式）に記載するものとする。

(2) 署長等は、身体の拘束を受けていない被疑者の指掌紋記録等を作成する場合には、指掌紋採取等承諾書（別記第1号様式）により、その承諾を得て作成するものとする。

3 指掌紋記録等の送信及び追加すべき身上事項等の通知

署長等は、指掌紋記録等の送信及び身上事項の追加・訂正を行ったときは、その経過を鑑識資料作成処理簿に記載するものとする。

4 処分結果記録の送信及び追加すべき処分結果等の通知

署長等は、処分結果記録の送信及び処分結果の追加・訂正を行ったときは、その経過を鑑識資料作成処理簿に記載するものとする。

5 現場指掌紋の送付等

(1) 署長等は、現場指掌紋を刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付するときは、現場指掌紋送付・対照結果通知書（別記第2号様式）を添付するものとする。

(2) 前(1)の送付を行うときは、現場指掌紋管理簿（別記第3号様式）に記載するものとする。

(3) 署長等から送付を受けた鑑識課長は、現場指掌紋受理簿（別記第4号様式）に記載するものとする。

(4) 鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により対照した結果を現場指掌紋受理簿に記載し、現場指掌紋送付・対照結果通知書により、署長等に通知するとともに、遺留指掌紋以外の現場指掌紋を返却するものとする。

(5) 前(4)の規定による通知を受けた署長等は、その結果を現場指掌紋管理簿に記載するものとする。

(6) 署長等は、前記(4)の規定により遺留指掌紋以外の現場指掌紋の返却を受けたときは、その経過を現場指掌紋管理簿に記載するものとする。

6 遺留指掌紋の照会等

(1) 鑑識課長は、規則第6条第2項の規定による対照の結果、遺留指紋があるときは、県保管の指紋記録の有無を照会するものとする。

(2) 前(1)の照会の結果、該当する指紋記録がないときは、警察庁犯罪鑑識官に照会するものとする。

(3) 鑑識課長は、規則第6条第2項の規定による対照の結果、遺留掌紋があるときは、警察庁犯罪鑑識官に該当する掌紋記録の有無を照会するものとする。

- (4) 前(1)から(3)に規定する照会をするときは、遺留指紋照会処理簿(別記第5号様式)、遺留指紋照会管理簿(別記第6号様式)及び遺留掌紋照会処理簿(別記第7号様式)に記載するものとする。

7 対照結果の通知等

- (1) 鑑識課長は、前記6(1)から(3)に規定する照会により該当する指掌紋記録等があったときは、その結果を指掌紋確認通知書(別記第8号様式)により、署長等に通知するとともに、当該遺留指掌紋を返却するものとし、その経過を指掌紋確認簿(別記第9号様式)に記載するものとする。
- (2) 前(1)の規定による通知を受けた署長等は、その結果を現場指掌紋管理簿に記載するものとする。
- (3) 署長等は、前記(1)の規定により遺留指掌紋の返却を受けたときは、その経過を現場指掌紋管理簿に記載するものとする。

8 遺留指掌紋の保管・削除等

- (1) 鑑識課長は、前記6(1)から(3)に規定する照会の結果、該当する指掌紋記録等がなかったときは、当該遺留指掌紋記録を警察庁犯罪鑑識官に送信するものとし、その経過を遺留指紋照会処理簿及び遺留掌紋照会処理簿に記載するものとする。
- (2) 前(1)に規定する遺留指掌紋は、遺留指掌紋貼付台紙(別記第10号様式)に貼付し保管するものとする(以下「保管遺留指掌紋」という。)
- (3) 署長等は、規則第7条第6項に規定する保管遺留指掌紋記録の抹消を依頼するときは、鑑識課長に遺留指掌紋削除通知書(別記第11号様式)により、通知するものとする。
- (4) 前(3)の通知を受けた鑑識課長は、直ちに当該遺留指掌紋記録を削除し、保管遺留指掌紋を署長等に返却するものとする。
- (5) 署長等は、前(4)の規定により遺留指掌紋の返却を受けたときは、その経過を現場指掌紋管理簿に記載するものとする。

9 指名照会

- (1) 署長等は、鑑識課長に指名照会を依頼するときは、現場指掌紋管理簿に記載するものとする。
- (2) 指名照会の依頼を受けた鑑識課長は、前記8(2)に規定する当該保管遺留指掌紋に指名照会票(別記第12号様式)を貼付し、対象者を記載するものとする。

10 変死者等に係る指掌紋照会等

- (1) 署長等は、鑑識課長に死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)第3条第1項又は規則第10条第1項、細則第9条第1項の規定による照会を依頼するときは、指掌紋照会簿(別記第13号様式)に記載するものとする。
- (2) 前(1)の照会依頼を受けた鑑識課長は、指掌紋照会処理簿(別記第14号様式)に記載した上、対象者が判明し、かつ、対照する指掌紋記録があるとき、又は次(3)及び(4)の規定により、対照する指掌紋記録を発見したときは、死者身元照会依頼書(死体取扱規則別記様式第1号)又は指掌紋照会書(細則別記様式第4号)の指掌紋と対照するものとする。
- (3) 対象者が判明しないときは、死者身元照会依頼書又は指掌紋照会書のうち、選択した指紋と県保管の指紋記録の有無を照会するものとする。
- (4) 前(3)の照会の結果、該当する指紋記録がなかったときは、遺留指紋照会管理簿に記載し、警察庁犯罪鑑識官に当該指紋と該当する指紋記録の有無を照会するものとする。
- (5) 前(4)の照会の結果、該当する指紋記録がなかったときは、指掌紋照会処理票(別記第15号様式)を作成し、警察庁犯罪鑑識官に照会するものとする。
- (6) 鑑識課長は、前(2)の規定による照会結果を指掌紋照会結果通知書(別記第16号様式)により、当該照会を依頼した署長等に通知するものとする。

11 遺留指掌紋等の保管期間

- (1) 署長等は、前記5(4)、7(1)及び8(4)の規定により、鑑識課長から返却を受けた遺留指掌紋以外の現場指掌紋及び遺留指掌紋(以下「遺留指掌紋等」という。)については、次に掲げる期間保管するものとする。
- ア 送致(付)事件のうち、公訴の提起がなされたものについては、確定判決後1年が経過するまでとする。

イ 送致（付）事件のうち、公訴の提起をしない処分がなされたものについては、処分決定後1年が経過するまでとする。

ウ 未解決事件（共犯被疑者が未送致（付）の事件を含む。）については、公訴時効が成立するまでとする。

（2）鑑識課長は、次に掲げる事件に該当するときは、必要と認める期間、遺留指掌紋等を返却することなく保管することができるものとする。

ア 犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号）第48条及び第64条に規定する事件

イ 前アに掲げるもののほか、鑑識課長が遺留指掌紋等の保管を要すると認める事件

12 遺留指掌紋等の廃棄

署長等は、保管期間を経過した遺留指掌紋等については、裁断などの復元不可能な方法により廃棄するものとし、そのてん末を現場指掌紋管理簿に記載するものとする。

以下様式省略